

「陳情第25号 北九州市議会傍聴環境の改善について」に関する
関係規定等資料（関係部分のみ抜粋）

【関係規定】

地方自治法

第九節 紀律

第130条

第3項 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

北九州市議会傍聴規則

（傍聴人の守るべき事項）

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

（5）飲食又は喫煙をしないこと。

【過去の議会運営委員会(R5.8)の協議項目】

- ・項目：傍聴席での飲水について
- ・協議内容：傍聴席の飲水は規則により禁止されているため、飲水できるように見直してはどうか。
- ・協議結果：現行どおりとする。

【特別傍聴室について】

《北九州市議会公式 HP より》

乳幼児連れや、ご高齢の傍聴者の皆様にご使用いただける傍聴室です。

特別傍聴室は防音仕様となっており、お子様の声などを気にされることなく傍聴することができ、また、段差もないため、ご高齢の方でも安心して傍聴することができます。

アコーディオンカーテンで仕切ったスペースには柔らかいマットやベビーシート、腰掛、ロールカーテンを備えており、乳幼児のオムツ替えなどにご使用いただけます。

また、腰掛の中には、お子様用の絵本やおもちゃを入れています。

なお、ご使用は先着順で、5人程度の方にご使用いただけます。車いすをご使用の方も、そのまま傍聴できます。

ご使用を希望される方は、係員にお申し付けください。